

様式第九号 (第三十八条関係)

120 ミリメートル

第 号	
所 属 号	
氏 名	
生 年 月 日	
ホリ気化ヒンメル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法第二十五条第一項(第十九条において読み替える て準用する場合を含む。)の規定による証明書	
年 月 日 交付	月 月 日 張り有効
都道府県知事	
印	

写真貼付

都道府県 印

85 ミリメートル

(表面)

この証明書を携帯する者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「関係法」という。）に於ける特別措置法により立入検査をする職権を行うもので、その関係法又は次のとおりである。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法抜粋

（立入検査等）

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員は、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること、の疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は試験の目に供するに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることを疑いのある物の無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第一項及び第四項、第十一条第一項

十六條、第十四條並びに第十五條の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について適用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む）、第二十六條第三項及び第二三項を除き、以下「保管事業者等」という。）」とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第九条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第十一條第三項中「四項中「四項第三号」とあるのは「第二十八條第一項第三号」と、第十一條第四項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確保かつ適正な」とあるのは「確保、かさねて適正な」とあり、同項中「適正な」と、第十六條第一項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同條第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第十四條中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る）次條第一項において「同じ。」と「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」であるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同條第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、同條第三項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る）次條第一項において「同じ。」と「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。